

律令制下の気仙郡 — 陸前高田市小泉遺跡の周辺 —

樋口 知志

はじめに

律令制下における太平洋沿岸最北の郡であった気仙郡の史料上の初見は『日本後紀』の弘仁元年(811)10月甲午[27日]条であり同年には存在していたことが確認されるが、その建郡はどのような史的背景の下でいつ頃なされたのであろうか。また同郡が律令国家による対北方政策上の重要拠点としての機能・役割を果たしたことは間違いないと見られるが、それらの具体的様相は如何なるものであったか。

そうした問題に大きく関わりと見られる古代遺跡として、陸前高田市小泉遺跡が最近にわかに脚光を浴びている。1980年、小泉地区の水田の圃場整備で水路が掘削された際に墨書土器を含む多量の土師器・須恵器が発見され、同地に平安時代の古代遺跡が存在することが確認された。1999年には市道の歩道新設に先立って発掘調査が行われ、その際墨書土器を含むコンテナ19箱分にも及ぶ多量の土師器・須恵器が出土した¹⁾。

同遺跡の墨書土器は発見後しばらく研究者の目に触れることはなかったが、法政大学文学部の中野栄夫氏がそれらを実見され、とくに「厨」字の記された須恵器(後掲、図2-①)に注目して同遺跡が気仙郡家かその関連施設である可能性に言及された²⁾。また2001年8月に花巻市で開催された第29回古代史サマーセミナーにおいて同実行委員会事務局が刊行し研究者に配布・頒売された『岩手県内出土古代文字資料集成』³⁾にも同遺跡出土の墨書土器が関係機関の許可を得て紹介され、それがきっかけとなりとくに「厨」墨書土器が研究者の注目を集めるようになった。そして2003年8月には、法政大学国際日本学研究所主催(陸前高田市・同市教育委員会・同市立博物館・蝦夷研究会共催)の同大学国際日本学サテライトシンポジウム「海の蝦夷—小泉遺跡が語りかけるもの—」が陸前高田市で開催され、ここでは文献史学・考古学からの6本の研究報告による問題提起がなされたのち、同遺跡の性格や古代史上の意義などをめぐり活発な討論が行われたのであった⁴⁾。

なお2003年12月に同遺跡の発掘調査が再び行われており、その報告を含めそれまでの調査経過や出土資料などの諸成果をまとめた報告書が陸前高田市教育委員会・同市立博物館より近く刊行されるはこびであると聞き及んでいる。

- 1) 佐藤正彦「小泉遺跡とその周辺」(『法政大学サテライトシンポジウム「海の蝦夷—小泉遺跡が語りかけるもの—」陸前高田市教育委員会, 2003年)
- 2) 「小泉遺跡(陸前高田)で「厨」土器が出土—県内初の郡衙か—」(『岩手日報』2001年9月29日夕刊, 文化欄)
- 3) 『第29回古代史サマーセミナー資料集 奥六郡地域の古代史像—律令国家期から王朝国家期へ—/岩手県内出土古代文字資料集成』(第29回古代史サマーセミナー実行委員会事務局, 2001年)
- 4) 註1前掲書

本稿では小泉遺跡をめぐる最近の調査・研究動向を踏まえたうえで、文献史学の立場から気仙郡の成立過程や具体的実態、律令制下において同郡が果たした国家政策上の役割などについて考察してみたい。蕪雑な小論中に、もしも同遺跡そのものや出土墨書土器についての理解を深めるために採るところがあるとすれば、望外の幸いである。

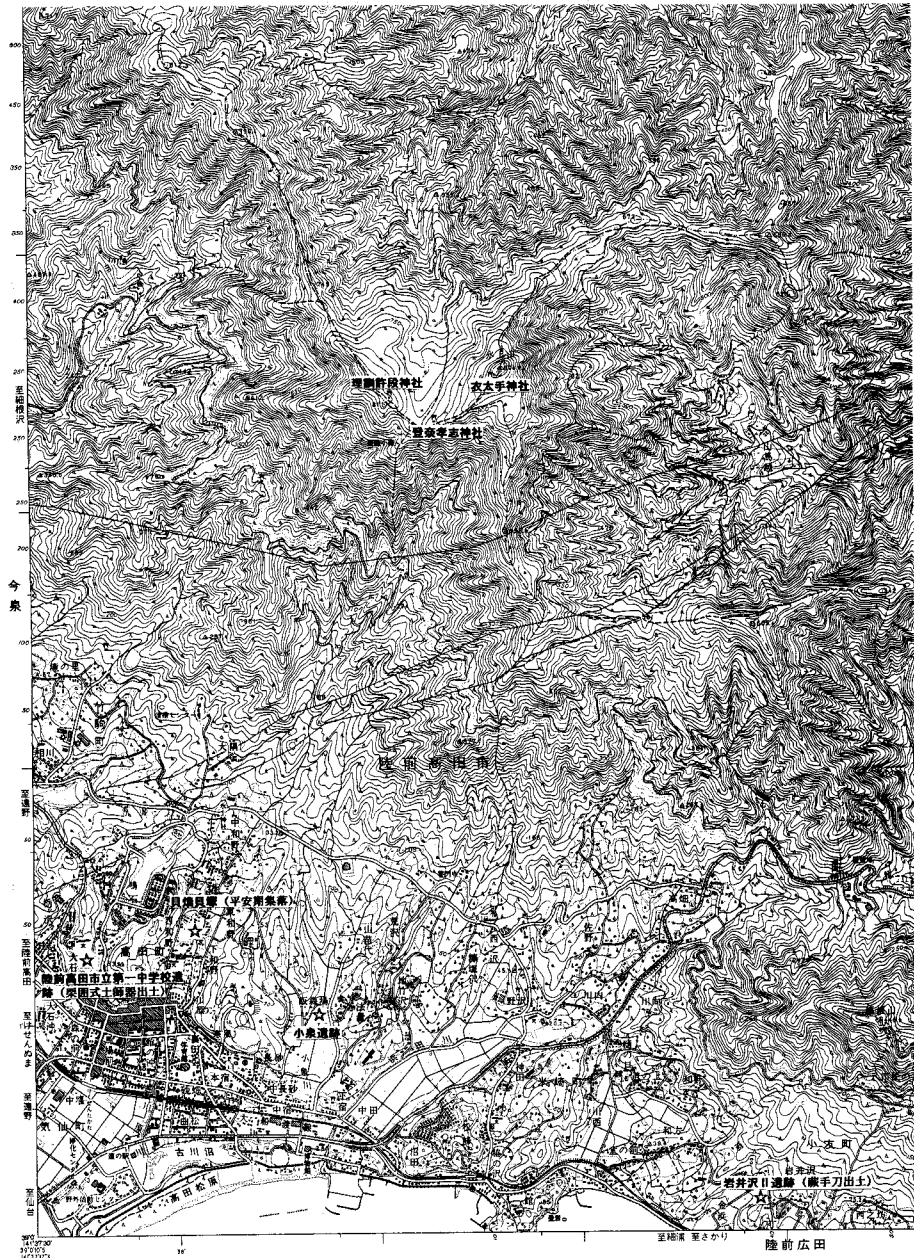


図1 小泉遺跡周辺地図

国土地理院 1:25,000 大船渡を50%に縮小し加筆

I 小泉遺跡と出土墨書土器

小泉遺跡は、陸前高田市高田町字法量に所在し、氷上山（874.7m）麓の小泉川が開析した海拔10mほどの低地帯にある。東西を氷上山より連なる低い丘陵に挟まれているが、南は開けた景観であり、広田湾を眼下に望むことができる景勝の地である（図1）。

墨書土器など出土遺物は東側の低丘陵に接した低地帯で出土しており、1999年の調査地が小面積に過ぎなかったこともあり、建物跡などの遺構は検出されていない。昨年冬の調査で前回調査地の西側水田部分に発掘調査が加えられたと聞き及んでいるが、現時点では依然古代に遡る遺構は未検出のようである。遺物出土状況や他の郡家遺跡の立地環境との比較から、遺跡の主体部が東側低丘陵上にあったのではないかと推察する見方もあり、遺跡主体部の検出と墨書土器の廃棄主体の解明とが現時点では目下最大の課題であろう。

遺跡の存続年代については、現時点では出土遺物の年代観以外に判断材料がないが、八木光則氏のご教示によれば、土師器・須恵器の製作技法（坏のほとんどが轆轤使用）や形状的な諸特徴から見てはほぼ9世紀第2四半～第3四半期のものが主体をなし（「厨」墨書土器1点は第2四半期頃か）、また数はごく少ないが8世紀後葉に遡ると見られる轆轤不使用の坏もあるという。

村木志伸氏の整理によれば同遺跡出土の墨書土器は110点余、器種はほとんどが坏であり、文字は「吉」が計10点で最も多く、「羽」が4点、「主」が3点、「具」「干」（干？）が2点あり、1点のみのものには「厨」「下」「中」「化」「集」「木」「止」「生」「土」などがある⁵⁾。この中でとくに注目されるのはいうまでもなく「厨」（墨書部位は底部外面）であり、「厨」字が記された墨書土器は地方においては官衙遺跡や官衙外の饗饌の場と見られる遺構で出土し、国府や郡家に付属する厨が弁備した酒食の消費地において廃棄されたものと考えられている⁶⁾。「厨」墨書土器は一般に律令地方官衙とたいへん関わりが深いものであり、現在までのところ1点のみとはいえ小泉遺跡から出土したことの意義は大きい。但し「厨」墨書を除けば、他の文字の多くは東日本の古代集落遺跡から出土した墨書土器中に頻繁に見出せるものであり⁷⁾、同遺跡出土の墨書土器には官衙的要素と一般集落的要素とが混在しているような様相を看取することができよう。

また4点見出されている「羽」墨書（須恵器・土師器各2点、図2-②～⑤）はおそらく全国で初の出土と思われ、以前の他遺跡での出土例を聞かない。「羽」字が意味するものが何であるかも不明であるが、気仙地方がより北方の蝦夷集団との関わりがきわめて深かったということから容易に連想されるのは、主に北海道方面からもたらされたといわれる鷲羽・鷹羽といった猛禽類の尾羽であろう。いうまでもなく、蝦夷との交易によって律令国家側の社会にもたらされた代表的な北方産品である。なお、昨年夏に盛岡市北郊の玉山村に所在する芋田Ⅱ遺跡から墨書土器が出土し、その中に「羽」字が体部外面に正位で墨書された土師器坏が1点見出された（図3）。太平洋水上交通に結接する小泉遺跡と北上川本流の上流に位置する芋田Ⅱ遺跡との間には、より北方の蝦夷社会に対する交易拠点としての性格が共通していたという可能性も

5) 村木志伸「小泉遺跡の墨書土器」（註1前掲書）

6) 平川南「「厨」墨書土器論」（同氏著『墨書土器の研究』吉川弘文館、2000年、初出は1993年）

7) 平川南「墨書土器とその字形—古代村落における文字の実相—」（註6前掲書、初出は1991年）



図2 小泉遺跡出土墨書土器の文字



図3 玉山村芋田Ⅱ遺跡出土墨書土師器の「羽」字

十分に考えられ、「羽」字はそれらの蝦夷社会との交易に関わる何らかの象徴的な意味あいを有していたのかもしれない。

2点が確認される「具」墨書須恵器(図2-⑥⑦)はともに白っぽい軟質の焼き上がりで胎土も同一、底部外面に記された文字の大きさも位置もほぼ同じで割れ方までよく似ている。「具」はあるいは陸奥国伊具郡の略であろうか⁸⁾。同郡は阿武隈川下流域にあり、太平洋海上交通に連絡が容易な地勢・環境にある。また佐藤敏幸氏の調査によれば、小泉遺跡出土須恵器の中に数点、北上川下流域の宮城県河南町に所在する須江窯跡群⁹⁾で生産された製品と見られるものが見出された¹⁰⁾。小泉遺跡の墨書須恵器については今後、個々の製品の生産地の解明をも試みながら墨書内容についての考察をさらに深めていく必要があるかもしれない。

なお墨書土器の中には底部内面に墨が付着した坏が数点認められ(須恵器が多い)、また体部外面に逆位で「大□」と墨書された須恵器坏の底部内面には朱墨が塗料と見られる赤色顔料が付着していた¹¹⁾。いずれも転用硯と見られる。後者がもし朱墨の使用に関わるものとするれば、朱墨書土器は東日本の一般集落からはあまり出土せず郡衙かその関連施設と見られる遺跡から多く出土する傾向があると指摘されており¹²⁾、小泉遺跡からは朱墨書土器は未出土であるが、本遺跡および出土墨書土器の性格を考えるうえで重要な意味をもってくるであろうことが予想される。

また油煙付着状況と灯芯痕跡から灯明皿として使用されたと判断できる墨書須恵器坏が2点ある¹³⁾。墨書のない土器の中にも灯明皿らしいものがいくつかあり、神仏事において使用されたと推察される。灯明皿の出土は官衙遺跡に多く、この点も小泉遺跡が何らかの意味で地方官衙と関連を有した遺跡であることを示唆しているように思われる。

8) なお陸奥国分寺創建期・多賀城第Ⅱ期の文字瓦では伊具郡を示す略号は「伊」であり、「具」ではない。

9) 『河南町文化財報告書第7集 須江窯跡群 関ノ入遺跡—陸奥海道地方最大の須恵器生産地—』(宮城県河南町教育委員会, 1993年)

10) 伊藤博幸氏によれば、内陸部の江刺市瀬谷子窯跡群の製品と見られる須恵器も数点あるという。

11) 村木前掲論文(註5)

12) 『古代の陶硯をめぐる諸問題—地方における文書行政をめぐる—』(独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所, 2003年) 所載の「討議抄録」中の宮瀧交二氏発言

13) 村木前掲論文【表1-1】のNo.30(墨書「第?」)と刻書「丈」, No.70(文字不明の墨書)の2点

II 三十八年戦争と気仙地方

(1) 桃生城襲撃事件と気仙地方の蝦夷

宝亀5年(774)に勃発した海道蝦夷による桃生城(宮城県河北町・桃生町)の襲撃事件に始まり弘仁2年(811)における文室綿麻呂の征夷に至るまで、蝦夷社会と律令国家との間で足かけ38年にも及ぶ合戦が展開された。いわゆる三十八年戦争である。

桃生城襲撃事件について記す『続日本紀』宝亀5年7月壬戌[25日]条を次に掲げる。

壬戌、陸奥国言、「海道蝦夷、忽発=徒衆、焚=橋塞=道、既絶=往来。侵=桃生城、敗=其西郭。鎮守之兵、勢不能=支。国司量=事、興=軍討=之。但未=知=其相戦而所=殺傷=」。

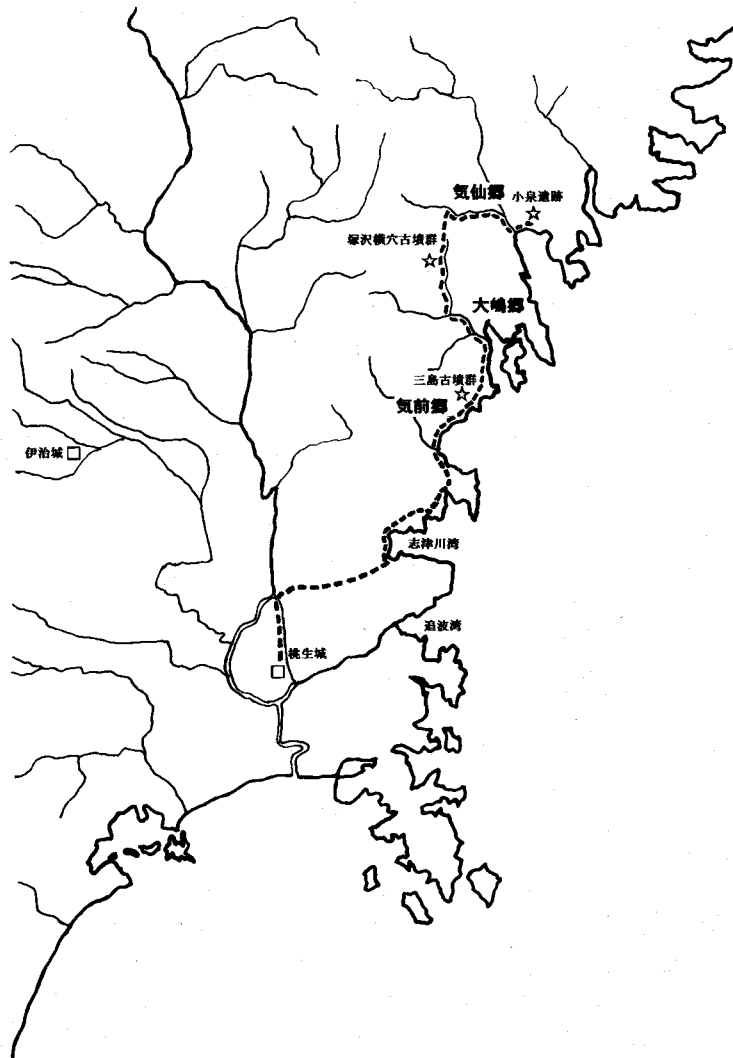


図4 桃生城と気仙郡3郷

桃生城は河口にそれほど遠くない北上川下流域に立地し、城の東側を南流する河道に沿って陸路を北上して、津山町柳津あたりから東浜街道（国道45号線のルート）に沿って進めば、気仙地方に通じる太平洋岸陸路の玄関口ともいべき志津川町中心部に至る。また同城の南方を東流する追波川（現北上川本流）を下れば追波湾に至り、ここが海路による気仙地方への玄関口となる（図4）。桃生城は海道の陸路¹⁴や河川交通、海上交通を介して海道蝦夷の全地域を管轄する城柵であり、後述のように交易統制に関わる重要な機能をも担っていたと見られるから、豊富な海産物や砂金など気仙地方からもたらされる諸産物に対する交易統制権も皆桃生城の掌握するところであったと考えられ、気仙地方に居住していた蝦夷がこの頃同城の支配下に組み込まれていたことはほぼ間違いない。後述のように桃生城襲撃事件の背景には蝦夷社会と律令国家との間で生じた交易上のトラブルが伏在していたと思われ、おそらく同事件には気仙地方の蝦夷たちも深く関与していたのであろう。

(2) 陸奥国内の社会変動

ここで三十八年戦争の開戦原因について少し考えてみる。天平宝字3年(759)に造営の成った桃生城・出羽国雄勝城（所在地不明、秋田県雄物川町か）、神護景雲元年(767)に造営された伊治城（宮城県築館町）の3城柵が、それまでの蝦夷社会と律令国家との「暗黙の諒解による国境線」を北に踏み越えて建置されたことが開戦の原因をなしているのではないかとたいへん示唆に富む見解¹⁵があるが、桃生・雄勝両城の造営は開戦より15年も前のことで、最も新しい伊治城でさえ7年前に成っていることを見れば、そのことじたいが開戦の直接的な原因であったと見ることはかなり困難なように思われ、この際律令国家側の政策に即したいま少し具体的な分析が必要となってこよう。

ここで注目すべきなのは、伊治城造営の2年後の神護景雲3年(769)頃から陸奥国内でかなり大きな社会変動が生じていることである。

①陸奥国内や坂東8か国などの他国から桃生・伊治城下に多勢の移民が投入される

(a)神護景雲2年(768)12月に、陸奥国内と他国の百姓で伊治・桃生に住むことを願う者に対し法に定める復（賦役令14在狭郷条の移住者への給復規定を指す）を給うことが勅によって命じられ（『統紀』同年12月丙辰[16日]条）、(b)同3年2月には農桑の利を求め桃生・伊治に移住しようとする者に対して、法に定める復を上回る優復を与えることとされた（同、同年2月丙辰[17日]条）。(c)また同年6月には、浮宕百姓2500余人が伊治村に置かれている（同、同年6月丁未[11日]条）。

鈴木拓也氏は、(b)の記事に先立って桃生柵戸であった浮浪1000人から逃亡者が出ていること（『統紀』神護景雲3年正月己亥[30日]条）を根拠にこの頃の桃生城下の移民政策がきわめて困難な状況にあったことを強調するが¹⁶、しかしながらこの段階での桃生城への移民政策が造営に伴う最初の移民から10年近くも経過してなされたもので、なおかつ新たに造営された伊治城下への移民政策と一体のものとして推進されていることにこの際注意すべきである。伊治城の造営後間もなく栗原郡が置かれ（同、神護景雲元年11月己巳[23日]条）、(c)の浮宕百姓2500

14) 平川南氏によれば、海道（陸路）の道筋沿いに長岡・新田・小田・遠田・登米・桃生・気仙・牡鹿の8郡が位置していたとされる（平川南「律令制下の多賀城」『多賀城跡 政庁跡 本文編』宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所、1982年）。

15) 虎尾俊哉『律令国家と蝦夷』（評論社、1975年）

16) 鈴木拓也「古代東北の城柵と移民政策」（同氏著『古代東北の支配構造』吉川弘文館、1998年）

余人の移民は新置の栗原郡の人的基盤整備を目的としたものと見做されるから、同時期の桃生城下への移民政策もまた桃生郡の新置を前提としたものであったと理解できるのではなかろうか¹⁷⁾。つまり(a)~(c)は栗原・桃生両郡の建郡と不可分のもので、律令国家の辺境政策・対蝦夷政策においてかなり積極的な意味合いを有するものであったことが窺えるのである。

なお、三十八年戦争勃発直前の宝亀3年(772)10月には、下野国から陸奥国内に逃げ入った百姓870人を陸奥国が官符(『統紀』神護景雲3年正月己亥[30日]条に見える、桃生・伊治2城への移民を確保するための優遇処置を定めたものを指すと考えられる)を根拠に国内に編附していたことが知られる(同、宝亀3年10月戊午[11日]条)。課役逃れのためとはいえ僅か4年の間に同国から陸奥国へ流入した人々がこれほどの数に上ったというのはいささか異常であり、おそらく両城下への移民奨励策に乗じての何か組織的な動きが背後にあったと考えるのがそれなりに自然であるようにすら思われる。

②陸奥国大國造道嶋嶋足の申請により陸奥国内の豪族計64人に新姓が与えられる

神護景雲3年(769)3月、陸奥大國造道嶋嶋足の朝廷への働きかけにより、国内諸郡の住人計64人に新姓が賜与された(『統紀』同年同月辛巳条)。いずれも文部、春日部、宗何部、靫大伴部、大伴部、吉弥侯部を負った部姓者であり、文部姓の者には阿倍〇〇臣か於保〇〇臣、春日部姓の者には武射臣、宗何部姓の者には湯坐〇〇連、靫大伴部姓の者には靫大伴連、大伴部姓の者には大伴〇〇連(臣)、吉弥侯部姓の者には〇〇朝臣か上毛野〇〇朝臣(連・公)の新姓が与えられた。また白河・賀美・標葉3郡の文部姓者が一緒に阿倍陸奥臣となるなど、別郡に住む同姓者が一括されて新姓に与っている例がめだち、遠隔地の同族間での結合強化が図られているようにも見える。

また、被賜姓者の本貫に注目すればその分布は「名取以南一十四郡」(『統紀』延暦4年(785)4月辛未[7日]条)と称される陸奥国南部諸郡の全体にほぼ満遍なく及び(菊多郡のみ見えず)、さらに民夷雑居の辺郡である「黒川以北一十(箇)郡」(同、延暦8年(789)8月己亥[30日]条)では郡制未施行(あるいは未成熟)の蝦夷の地と接し前線の城柵・官衙が置かれた賀美・玉造・新田・牡鹿の4郡に限られていることが確認される¹⁸⁾。それらの点から見てこの一括賜姓は、明らかに律令国家がこれら被賜姓者たちに何らかの役割、貢献を期待して計画的に行ったものと判断してよからう¹⁹⁾。

③黒川以北十郡の俘囚約4000人が公民身分に編入される

神護景雲3年11月、牡鹿郡の俘囚少初位上勲七等大伴部押人が俘囚の名を除かれ、調庸民(公民)に編入された(『統紀』同年同月己丑[25日]条)。押人は本人の弁によればもと紀伊国名草郡片岡里の人で、彼の先祖大伴部直が征夷に従軍した際小田郡嶋田村に居住していたが、

17) 桃生郡の初見は『統紀』宝亀2年(771)11月癸巳[11日]条の「陸奥国桃生郡人外従七位下牡鹿連猪手賜姓道嶋嶋祐」であり、一方桃生城完成段階ではその所在地は「陸奥国牡鹿郡」であった(同、天平宝字4年(760)正月丙寅[4日]条)。

18) 玉造・新田・牡鹿郡には玉造柵(古川市宮沢遺跡か)・新田柵(宮城県田尻町新田柵跡推定地か)・牡鹿柵(同県矢本町赤井遺跡か)が、賀美郡には城柵並みの築地塀の外郭施設をもった同郡家跡と見られる宮城県宮崎町東山官衙遺跡が所在する。

19) 『統紀』宝亀3年(772)7月丙申[17日]条にも陸奥国安積郡人丈部継守ら13人に阿倍安積臣の新姓を賜ったという同様な記事があり、当の継守は同、延暦10年(791)9月癸亥[5日]条に安積郡大領と見えているから、神護景雲3年の一括賜姓が郡領氏族の選定に関わるものであった可能性もあり得る。だがその場合にも、被賜姓者の本貫の分布が黒川以北十郡において特徴的な傾向を見せていることから、単にそれだけに留まらない何か特別な意味合いがあったことが看取されよう。

その子孫は夷によって虜とされてしまい俘囚となってしまったという。翌宝龜元年(770)4月、黒川・賀美等10郡に住む俘囚3920人も同様に俘囚身分を免じられた(同、同年同月癸巳朔条)。先祖は本来王氏であったのが、夷によって囚われた結果俘囚となってしまったとの言い分も押人と全く同じである。

公民身分に編入された約4000人が当時その地に居住していた俘囚の全員であったかは不明であるが、これらの措置を契機として10郡が民夷雑居の辺郡から通常の内郡へと性格を次第に変化させていったであろうことは想像に難くない。

(3) 新たな対蝦夷交易体制

さて、宝龜元年(770)8月には宇漢迷公宇屈波宇という蝦夷豪族(現岩手県地域の譜代蝦夷族長か?²⁰⁾が「率一二同族必侵城柵」と揚言して自らの本拠地に逃げ帰るという事件が起こっているが(『統紀』同年8月己亥[10日]条)、時期的なタイミングから見てもこの事件は上記①～③の社会変動とも深く関わっていたものと推察される。

陸奥国の調庸物は神護景雲2年(768)に10年に1回京進することとされた(『統紀』同年9月壬辰[22日]条)。そして京進されず現地に留められた調庸物(狭布・米・穀・広布)は、基本的に城柵における朝貢・饗給を通じた公交易のための財源として位置づけられることとなった。神護景雲2年という年が伊治城造営の直後でしかも①～③の動きとほぼ同時期に当たっていることは、単なる偶然ではあるまい。秋田城跡出土木簡中に天平勝宝5年(753)の調米荷札²¹⁾が見え、既に神護景雲2年以前に奥羽両国の調庸から蝦夷への饗給に用いられる米や狭布が支出されていたことが窺われるが、調庸物の全てが対蝦夷饗給のために用いられるようになっていくのは同年を画期としてのことであったと見られる(『延喜式』民部上には奥羽両国の調庸を当国に納入する規定がある)。

また『延喜式』民部下・交易雑物条には陸奥国の交易雑物として、茸鹿皮・独犴皮・砂金・昆布といった主に蝦夷社会で産出される諸品目が挙げられている。交易雑物は調達の費用、運京の功食ともに正税利稲を財源としていた。本来陸奥国の交易雑物も一般の公民の生産物を中心に毎年京進されていたと思われるが、おそらく神護景雲2年からほど遠くない時期に、指定品目が蝦夷社会の生産物に替えられたのであろう。

調庸制・交易雑物制ともに蝦夷社会の産品を調達するための制度に変容させられ、一方陸奥国内の公民は蝦夷に対する饗給料である調の狭布や米、交易雑物の対価である正税といった蝦夷社会への“支払い手段”を負担することになったのである。そしてそれは北方産品の収取量増大を意図した律令国家の政策を背景としていた。なお前出の『統紀』神護景雲2年9月壬辰条には「又此地祁寒、積雪難消。僅入初夏、運調上道。梯山帆海、艱辛備至。季秋之月、乃還本郷。妨民之産、莫過於此」とあり、陸奥国からの物資京進には如何に多大な困難を伴ったかが示されている。調庸物や正税利稲が蝦夷産品購入の資に充当される体制の成立は同国の京進物の飛躍的増大をもたらした筈であるから、調庸運脚に替わるそれらを京進させるための新たな輸送機構が必要不可欠となる。

20) 宇漢迷の遺称地を軽米とする説、大川目(久慈市)とする説、宇漢迷→糠部の転化を想定する説などがあるが、いずれも確証がなく決定打を欠く(『久慈市史 第一巻通史 自然・原始・古代・中世』久慈市、1984年)。

21) 『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 秋田城出土文字資料集Ⅱ』(秋田城を語る友の会、1992年)、二号木簡

ここで坂東に目を転じると、海道蝦夷の桃生城襲撃事件のわずか1年前に日下部姓から改姓された安倍猿嶋一族(『統紀』宝亀4年2月癸丑〔8日〕条,「宝亀4年太政官符案」『大日本古文書』21の272頁)のことが大いに注目される。同氏は下総国猿嶋郡中心部(現茨城県古河市周辺)を拠点に勢力を張る豪族であるが、同郡地域は旧利根川水系と常陸川水系という二大水系を結接する交通の要衝に位置し、両河川を介して東山道・東海道の陸上交通や太平洋海上交通ともつながっている²²⁾。律令国家による安倍猿嶋一族の重用は、陸奥国からの京進物の輸送に関わる交通機能面での多大な期待を意味していよう。

伊治城造営後の陸奥国内における社会変動として前に挙げた①～③の3点や、坂東における安倍猿嶋一族の台頭などの現象は、三十八年戦争開戦直前のこの時期に、北方産品の収取量増大を図る律令国家主導の下で新たな対蝦夷交易体制の創出がめざされていた状況を前提として理解すべきものではなからうか。北方産品の需要が急増するにともない、蝦夷社会への“支払い手段”を負担する公民の増益政策(①)や蝦夷社会との交易に仲介的役割²³⁾を果たす俘囚豪族の組織化(③)が必要となり、さらには交易そのものに従事する人々や、夥しい貨物を都まで運ぶための運輸機能の担い手などが数多く必要とされるようになるのである(②および安倍猿嶋一族に代表される坂東豪族)²⁴⁾。

そもそも桃生城は北上川水運を、伊治城は山道の陸路を直接押さえて制御下に置く交通の要衝に位置しており、陸奥・出羽両国を結ぶ幹線路上の拠点に位置したと見られる雄勝城もあわせた3城柵は、いずれも対蝦夷交易を強く意識して造営されたものであった可能性が高い。おそらく三十八年戦争の勃発においては、こうした新たな対蝦夷交易体制が創出される過程で生じたさまざまな交易上のトラブルが大きな原因をなしていたと考えられるのではなからうか²⁵⁾。

22) 内山俊身「鎮守副将軍安倍猿嶋臣墨繩の故地をめぐる一猿嶋郡衙の所在地問題から一」(『そうわ町史研究』第3号, 1997年), 同「征夷事業における軍事物資輸送について一関東の二大河川水系の問題から一」(『茨城県立歴史館報』第25号, 1998年)

23) 伊治城造営の際に周辺の蝦夷集団を帰服させる功績をなし、延暦11年(792)にも「懐外虜」ける功績をなした吉弥侯部真麻呂(『統紀』神護景雲元年(767)10月辛卯〔15日〕条,『類聚国史』延暦11年10月癸未朔条)は、黒川以北10郡に同姓の俘囚が多いことからその地の俘囚豪族と見るのが穏当であろう。今泉隆雄「三人の蝦夷」(門脇禎二編『日本古代国家の展開 上巻』思文閣出版, 1995年)は真麻呂を伊治地方の俘囚とするが、『類史』延暦11年正月丙寅〔11日〕条の解釈などに少々難があり、従えない。なおやや後の例になるが、「未改野心、往還賊地」していたために土左国に配流された俘囚吉弥侯部黒田ら4名も黒川以北10郡あたりの俘囚だったと見られ(『後紀』延暦18年(799)12月乙酉〔16日〕条), 同地の俘囚集団はより北方の蝦夷社会と強く関わり合っていたことが窺える。

24) ②に郡領氏族の選定のような意味合いが伴っていた可能性があることを註19で指摘しておいたが、律令制下の郡の基本的属性の一つに交通機能があったことを論じる交通史方面の研究成果にもこの際注目される(原秀三郎「郡家小考一交通機能を中心として一」岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 中』塙書房, 1984年, 大日方克己「律令国家の交通制度の構造一通送・供給をめぐる一」『日本史研究』第269号, 1985年)。また『統日本後紀』承和12年(845)正月壬申〔25日〕条(『類聚三代格』諸使并公文事にも同日・同内容の官符あり)に、陸奥・出羽両国の鹿尾・熊膏・昆布・沙(砂)金・菓草などを運ぶ貢上雑物使に紛れて、「浮遊之輩」(『三代格』では「遊蕩之輩」)が貢進物や私荷を負って都鄙を往来している実態が記されており、神護景雲期以降の陸奥国からの物資貢進体制のあり方を考えるうえでたいへん興味深い。

25) 伊治城の造営にともなう論功行賞について記した『統紀』神護景雲元年10月辛卯〔15日〕条に「其外従五位下道嶋宿祢三山, 首建斯謀, 修成築造。今美其功, 特賜従五位上」とあり、同城造営を主導したのが三山であったことは疑いない。仲麻呂政権崩壊の際に乗じて急速に台頭した嶋足・三山ら道嶋宿祢一族こそが、上述の対蝦夷交易体制の推進主体であったと考えられよう。

(4) 延暦8年の征夷における気仙地方への進軍

延暦8年(789)の征夷²⁶⁾は、胆沢蝦夷の阿弼流為が征東大使紀古佐美率いる征夷軍を相手に華々しい戦果を挙げたいわゆる巢伏村の戦いによって一般に広く知られている。

延暦7年(788)12月に桓武天皇から節刀を賜った大使古佐美が率いる征夷軍は、翌8年3月に多賀城を発った。軍士は総勢で10万と推定され、5年後に大伴弟麻呂を征夷大使として行われた同13年(794)の征夷と同規模のきわめて巨大な兵力であった。

征夷の最大の目標は北上盆地地域の平定にあり、まず胆沢の地に拠って抵抗している阿弼流為らの勢力を撃ち、次いで盆地奥部まで一挙に攻め入る軍事行動を予定していた。一方では、現宮城県北部～岩手県南部太平洋岸の地域に対する海路の征夷も行われた。

大使古佐美の下には4人の副使がおり、入間広成は鎮守副將軍池田真枚・同安倍猿嶋墨繩を副将として従えた胆沢遠征軍の指揮官、佐伯葛城(実戦前の4・5月頃に死去)は子波・和我(盆地中北部の紫波・和賀地方)遠征軍の指揮官、多治比浜成は太平洋岸の遠征軍の指揮官、紀真人は北上川水運による前線軍への軍需物資補給の担当指揮官であったと推察される。

総勢3,4万と推定される胆沢遠征軍は3月末に衣川北岸に軍営を置いたが、実際に攻撃を開始したのは5月下旬頃のことと見られ、結果は阿弼流為の奇襲作戦に翻弄されての大敗であった。その後古佐美(後方の玉造塞に滞在していたか)は、兵糧輸送の目処が立たず子波・和我遠征が困難であることを理由に征夷の中止と軍の解散を朝廷に求めたが、天皇はこれに激怒し「巧飾=浮詞-, 規=避罪過-, 不忠之甚, 莫先=於斯-」と難じた。

天皇に激しく叱責された古佐美は最早そのまま帰京する訳にはいかず、征夷に多大な期待をかけていた天皇にせめてもの面目を示さんがために、衣川営に滞在中の胆沢遠征軍に再度進軍を命じた。6月下旬～7月上旬頃に戦われた第二次胆沢合戦では双方に多数の死傷者が生じ、阿弼流為ら蝦夷社会側は多くの村々を焼かれるなど深刻な被害を被った。

合戦後の7月10日に古佐美は、胆沢地方と太平洋沿岸の二方面での軍事行動が功を奏した旨を凱表に記して朝廷に送り、その後9月8日に征夷軍指揮官たちは帰京した。

さて、同年の征夷が太平洋岸の海のルートによって気仙地方にまで及んでいたであろうことは古佐美の7月10日付奏状に「至如, 軍船解纜, 舳艫百里, ^(a)天兵所_レ加, 前無_二強敵_一, 海浦窟宅, 非_二復人烟_一。山谷巢穴, 唯見_二鬼火_一。不_レ勝_二慶快_一」などと見え、またこの報告に対して桓武天皇が「^(b)又浜成等, 掃_二賊略_一地, 差勝_二他道_一。但_レ至_二於_一『^(c)天兵所_レ加, 前無_二強敵_一, 山谷巢穴, 唯見_二鬼火_一』, 此之浮詞, 良為_二過_一実」^(c)と述べていることから窺える(『続紀』同年同月丁巳[17日]条)。傍線部(a)・(c)が前者の「海浦窟宅, 非_二復人烟_一」の部分を除いて全く同一であるうえ、傍線部(b)によって「海浦窟宅」「山谷巢穴」を望む海路ルートで進軍していたのは副使多治比浜成の軍勢であったことが明らかである。また「海浦窟宅」「山谷巢穴」の表現は、現宮城県北部～岩手県南部の三陸海岸地方を海上から望んだときの景観と見れば非常に理解しやすいものである。

浜成の率いる船団は、桃生郡の太平洋沿岸部を航行、各地で律令国家の武威を示しつつ、実戦よりはむしろ威嚇をとまなう懐柔の方法で征夷を行ったのではなかろうか。そしてそうした征夷はこのとき、広田湾や大船渡湾などの気仙地方にまでも及んだと見られる。太平洋沿岸部に対する征夷としては、坂上田村麻呂を征夷大將軍とした延暦20年(801)の征夷の際の閉伊村(岩手県閉伊地方)への軍事行動のことが知られているが(『後紀』弘仁2年(811)12月甲戌

26) 以下同年の征夷については、樋口「延暦八年の征夷」(蝦夷研究会編『古代蝦夷と律令国家』高志書院, 2004年)を参照のこと。

[13日]条), 延暦8年における桃生・気仙地方への征夷はその先駆としての位置づけを与えられるべきものである。

Ⅲ 気仙郡の成立をめぐる

(1) 気仙郡の成立時期

『後紀』弘仁元年(810)10月甲午[27日]条から気仙郡が同年以前に成立していたことが明らかであるが、その成立時期はいつ頃に求められるであろうか。気仙郡と同様奈良末～平安初期頃に成立したと見られる胆沢・江刺・和我・葦縫・斯波・磐井・栗原・登米・讚馬といった諸郡の建郡をめぐる状況を参考としつつ、以下考えてみたい。

まず胆沢・江刺の2郡については、胆沢郡の初見が『後紀』延暦23年(804)5月癸未[10日]条の「陸奥国言、斯波城与胆沢郡、相去一百六十二里。山谷峻口、往還多艱。不置郵駅、恐闕機急。伏請准小路例、置一駅。許之」という記事であり、おそらく同21年(802)の胆沢城造営にともなってその後間もなく建郡されたものと見られる。江刺郡もまた建郡年が不明だが、同郡は胆沢郡ときわめて関係が深く両郡はあたかも一体的な関係にあり²⁷⁾、胆沢城膝下の地域が北上川本流を境に東西に分かれたれ2郡が建てられたものと推定されるので、おそらく胆沢郡と同時に成立したものであろう。

さらにその北方の和我・葦縫・斯波の3郡は、『後紀』弘仁2年(811)正月丙午[11日]条に建郡記事がある。志波城は胆沢城造営の1年後の延暦22年(803)には既に成っており、3郡の建郡は城柵造営から7年余を経過してのことであった。なお3郡はしばしば“志波城下の3郡”として捉えられてきたが、それらの建郡と同年の閏12月には同城の移転(=徳丹城造営)が決められており、しかもその間に行われた文室綿麻呂による征夷(『後紀』同年3月甲寅[20日]条, 7月丙午[14日]条, 10月乙丑[4日]条など)や、蝦夷を内国に移配し俘囚を当土に安置するなどの政策(同, 10月甲戌[13日]条)が志波城移転と因果関係をなしていたと推察されるので、3郡は事実上“徳丹城下の3郡”として徳丹城と一体的な関係にあったものと見るべきであろう²⁸⁾。またこれら3郡は建郡に際して内国からの移民をともなった形跡が一切なく、公民集団を人的構成要素とした通常の令制郡とは違って、盆地中北部の蝦夷系住人を主体とする特殊な郡であった可能性がある²⁹⁾。徳丹城造営後、同城を守衛する軍勢力が公民兵士から俘囚兵士へと急速に転換されていったこと³⁰⁾、帰降した夷俘を「夷俘」と称することが弘仁5年(814)に禁じられたこと(『後紀』同年12月癸卯朔条)なども、その可能性を示唆しているよう。

次に岩手県域最南部に位置する磐井郡であるが、同郡を胆沢城造営にともなって建てられた

27) 伊藤博幸氏は、考古学的知見から江刺郡が胆沢城への手工業生産品貢納を担う郡として建てられたとし、また同郡の郡領氏族に上毛野胆沢公氏がいることから本来は同郡も胆沢の地の一部をなしていたと見ている(伊藤「鎮守府領の成立とその展開」註3前掲書)。

28) 樋口「9世紀の蝦夷政策」(『第28回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会第28回大会実行委員会事務局, 2002年)

29) 樋口「9世紀の蝦夷政策」(註28), 同「志波城・徳丹城と蝦夷」(細井計編『街道の日本史6 南部と奥州道中』吉川弘文館, 2002年)

30) 鈴木拓也「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」(註16前掲書)

「胆沢3郡」のうちの1郡として理解する考え方もあるが³¹⁾、私は磐井郡は胆沢・江刺両郡とは基本的に性格が異なり、成立時期・事情ともに異にするものと考え。先述のように胆沢・江刺両郡は胆沢城下の地域が東西に二分されて成立したと見られるのに対して、磐井郡は全く郡編成の原理が異なり、北上川本流に西流する砂鉄川・千厩川・黄海川や東流する衣川・磐井川・金流川といった諸支流の水系を合わせた東西に広い郡域を有しているからである。また現一関市域から本流を下り狐禅寺峡谷を抜ければ砂鉄川・千厩川・黄海川流域の東磐井地方中心部に至るが、そこは既に南方の登米郡地方と一体的な景観を有し一続きの地域を形成している。磐井郡の成立は、胆沢・江刺両郡よりは南方の栗原・登米両郡の方と深く関わり合っていたのではなかろうか³²⁾。

また狐禅寺峡谷より下流の東磐井地方中心部から砂鉄川・千厩川によって開かれた河谷を遡上すれば、既に古代から陸前高田市・気仙沼市方面に向かう連絡路が開けていたものと思われる。その点は、気仙郡の成立の問題を考えるうえで、磐井郡の存在がきわめて重要な位置を占めていることを示唆するものであろう。

最後に現宮城県域の栗原・登米・讃馬3郡であるが、まず栗原郡は伊治城完成直後の神護景雲元年(767)に既に成立を見たものの(『統紀』同年11月己巳[23日]条)、宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂の乱により栗原地方は反乱軍の手に落ち郡制は崩壊に帰した。延暦11年(792)には、国家に降伏しようとした斯波村の夷胆沢公阿奴志己らに対して伊治村の俘が路を遮り妨害したという(同、同年正月丙寅[11日]条)。だが同15年(796)頃には既に官軍側が伊治城を恢復し郡制を復活させていたようで、伊治城・玉造塞間に1駅が置かれ(同、同年11月己丑[2日]条)、相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後諸国の民9000人が伊治城下に遷置されている(同、同月戊申[21日]条)。おそらく同13年(794)の征夷の結果、国家に対して抵抗を続ける阿弓流為らの勢力が大打撃を受け弱体化したことが、そうした現地情勢の変化の背景をなしていると推察される。

栗原郡に東接、磐井郡に南接する登米・讃馬両郡はともに『後紀』延暦18年(799)3月辛亥[7日]条の「陸奥国富田郡併_二色麻郡_一、讃馬郡併_二新田郡_一、登米郡併_二小田郡_一」が初見記事で、同年以前に成立していた。また鈴木拓也氏は、「小田郡中山柵」(同、延暦23年(804)正月乙未[19日]条)のことを本来登米郡中山柵であったとしている³³⁾。同柵が宝亀5年(774)の桃生城失陥後に造営された同城の後継城柵であったというのも、氏の指摘の通りであろう。但し鈴木氏は宝亀7年(776)の陸奥国内諸郡から奥郡への移民募集(『統紀』同年12月丁酉[14日]条)を登米・讃馬両郡の建郡のためと理解し、中山柵の造営もその頃のこととしているが、当時は志波・胆沢の蝦夷軍と戦いを交えていたうえ、陸奥按察使兼鎮守將軍大伴駿河麻呂の死によって延期されていた山・海両道への大規模な進軍を目前としたきわめて余裕のない時期であり、その段階で新城柵の造営や建郡が容易に行われ得たとは考えにくい。私は、中山柵の造営と登米・讃馬両郡の建置もまた延暦13年の征夷を経たのち、伊治城恢復・栗原郡再興とほぼ同時期

31) 伊藤博幸「奥六郡成立の史的前提」(『岩手考古学』第3号, 1991年)

32) 『和名類聚抄』に見える磐井郡の郷は丈部・山田・沙澤・仲村・磐井・磐本の6郷(高山寺本には磐本郷なし)であるが、そのうち丈部・山田・沙澤3郷は狐禅寺峡谷より下流域の東磐井に所在したと考えられている(『角川日本地名大辞典3 岩手県』角川書店, 1985年の地名編「いわいぐん 磐井郡」の項)。仲村郷は西磐井に所在するが現在の岩手県花泉町中村の地で、狐禅寺峡谷より下流で北上川本流に合流する金流川の流域にある。郷の所在地が全体として峡谷より下流域の地域に偏している点からも、同郡の成立が南方の栗原・登米両郡の方と深い結びつきを有していたことが窺える。

33) 鈴木前掲論文(註16)

になされたと見るのが最も穏当なところであると思う。

以上のように栗原郡の復興、登米・讃馬郡の成立がいずれも延暦13年以後のことであるとすれば、それらの郡に北接する磐井郡や、東西に開けた交通路によって磐井郡と緊密に結び合っている気仙郡の成立もまたそれらと一連のものであった可能性が浮上してくる。前節で見たように延暦8年(789)に多治比浜成による軍船を用いた海路での征夷が気仙地方にも及んでいたらしいことから、気仙郡の建郡時期は同年以後、弘仁元年以前の21年間のうちに求められるが、さらに同地方平定における最大の功労者であった浜成が陸奥按察使兼陸奥守の任にあったのは延暦9年(790)から同14年(795)までであったと推察される³⁴⁾。この点は、気仙郡が浜成の按察使・守在任中に建てられたものであった可能性を示唆しており、栗原郡復興、登米・讃馬建郡とほぼ時期が合ってくるのである。

なお中山柵は現在所在地不明であるが、宮城県米山町中津山を故地とする説が古くからあり³⁵⁾、北上川東岸部の登米町日根牛地区にも小字「中山」が残り注意される。おそらく同柵は北上川水運を扼し、桃生郡沿岸部や気仙地方をも管掌下に置いていたものと考えられる。つまるところ、伊治城の恢復と中山柵の造営がなされた延暦13、14年頃に栗原郡が復興され、それとほぼ同時に登米・讃馬・磐井・気仙の4郡が新たに置かれたのであろう³⁶⁾。

(2) 郡域 —— 『和名類聚抄』所載の郷名をめぐって ——

『和名類聚抄』(承平年中(931-938)成立)には、気仙郡の郷名として気仙・大嶋・気前の3郷が記されている。池邊彌氏の研究によれば同書中の郷名は、9世紀の前半の諸史料と最もよく符合するという³⁷⁾。但し、諸写本のうちでも最古で院政期の古写本である高山寺本のみは所載の郷名が他本と大きく異なっており、問題の気仙郡の部分では気前郷を記さず気仙・大嶋の2郷となっている。同本の誤脱の可能性もあるが、あるいは気前郷のみは残る2郷よりも成立時期がやや遅かったのかもしれない。なおこれら郷名の現地比定については諸説があるが、以下私見を提示しておきたい。

まず大嶋郷については、気仙沼市の大島とその周辺と考える他ないと思われる。『延喜式』神祇十・神名下に桃生郡6座の中に計仙麻大嶋神社が挙げられている点から、気仙沼市の大島が古代を通じて桃生郡に属していたと見る考もあるが³⁸⁾、後述のようにそれには従い難い。また気前郷は国・郡・郷名の通例から類推すれば、陸路沿いに見て都に近い方、この場合では海道沿いの陸路沿いの同郡南部に当たるものと考えられる。そして郡と名称を同じくする気仙郷は、郡家所在地の周辺にあったと見られる。

前掲図4に3郷の比定地を示したが、まず気仙郷は3郷中最も北に位置し、太平洋沿岸における北方地域との交易・交流の拠点としての港津を擁する広田湾奥部の陸前高田市域に比定できよう。多数の墨書土器を出土した小泉遺跡が存在すること、長きにわたる史的変遷後の姿と

34) 北啓太「征夷軍編成についての一考察」(『書陵部紀要』第39号, 1988年)

35) 伊勢齊助『奥羽観蹟聞老志 補修篇』

36) 神護景雲元年建置の栗原郡は蝦夷反乱によって一たび郡制が崩壊したといっても廃郡された事実はないと思われるので、伊治城恢復がなされた時点をもって郡制が復興されたと見てよいであろう。登米以下4郡の建郡時期は、本文で取り上げた多治比浜成の按察使・守在任期間に注目するならば、延暦14年頃であった可能性が最も高いか。

37) 池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』(吉川弘文館, 1981年)

38) 『気仙沼市史II 先史・古代・中世編』(気仙沼市, 1988年), 『角川日本地名大辞典4 宮城県』(角川書店, 1979年)の地名編「ものうぐん 桃生郡」の項

はいえ氷上山の山上に理訓許段・登奈孝志・衣太手3社が祀られていることは、やはりこの地に郡家が存在していたことを示唆するものであろう。そして大嶋郷は気仙沼市大島や同市中心部、唐桑町域のあたりに、残る気前郷は気仙沼湾西岸の同市南西部から三島古墳群³⁹⁾が所在する宮城県本吉町北部～中心部といった地域にひとまず比定しておきたい。そしていわゆる海道の陸路は、南の志津川町方面から海岸線沿いに北上し、本吉町沿岸部(気前郷)の海岸線近くを通過して気仙沼湾の奥部(大嶋郷)に入り、そこからは大川を遡上してやや内陸に向かい、大川の支流八瀬川沿いに開けた谷あい(途上に塚沢横穴古墳群⁴⁰⁾がある)を越えて磐井郡との連絡路(今泉街道、国道343号線ルート)に出て、気仙川の支流矢作川沿いに下れば郡家の所在する郡の中心部(気仙郷)に達するというルートを取っていたのではなかろうか。郡家が所在したと見られる気仙郷は、海道陸路の終点に位置していたと考えられるのである。

以上の私の郷名比定によれば、平安時代初頭に成立した気仙郡は後世の同郡の郡域よりも幾分南に寄っていたことになる。だがそもそも郷というのは、調・庸などの課役負担を負う公民の戸を50戸合わせて構成された行政単位なのであり、在地の蝦夷系住人に対して行われた制度ではない⁴¹⁾。気仙郡の3郷はいずれも、南方からの移民を構成主体として置かれたものであったと考えられる。

だが気仙郡は一方でいわゆる辺郡として民夷雑居の地であり、同郡の統轄下にあった蝦夷系住人たちの村々の所在する地域は、3郷中最北の気仙郷より北方の地域や、海岸線よりかなり離れた内陸の地域にも大きく広がっていたと見られる。とすれば、同郡の支配領域という意味での実質的な郡域は、3郷が置かれた地域よりもかなり広い範囲に及んでいたものと推察すべきであろう。またそもそも気仙郡は太平洋岸最北の郡として、北側の境界線をもたないことに特徴を有する郡であった可能性も多分にあるように思われる。

IV 気仙郡の式内社

(1) 気仙郡3座

『延喜式』神祇十・神名下には律令制下の気仙郡3座として、理訓許段神社・登奈孝志神社・衣太手神社が挙げられている。これら3社は現在陸前高田市と大船渡市との境界線上にある氷上山上に祀られており、山頂(874.7m)付近に衣太手神社が、その西南方のやや低い頂(811m)の付近に理訓許段神社が、その間の尾根上に登奈孝志神社がそれぞれ位置する(図1)。

①衣太手神社

現在用いられている「きぬたで」は誤訓であり「いたて」が正しい訓であると思われる⁴²⁾。イタテ神は伊太弓・射楯・伊達・印達などと表記されるが、記紀に素戔鳴尊の子神として見え、木神・植林神とされる五十猛命(イタケル神)のことである。イタテ神社は伊豆国賀茂郡、陸奥国色麻郡、丹波国桑田郡、出雲国意宇・出雲郡、播磨国飾磨・揖保郡、紀伊国名草郡に分布するが、中でも紀伊国名草郡の伊太祁曾神社はそれら諸社のうち最も重要で、イタケル=イタ

39) 『気仙沼市史Ⅱ 先史・古代・中世編』(前掲、註38)

40) 同上

41) 熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』第21号、1990年)、今泉隆雄「律令国家とエミシ」(須藤隆・今泉隆雄・坪井清足編『新版古代の日本⑨ 東北・北海道』角川書店、1992年)

42) この点については鈴木恵治氏よりご教示を賜った。

テ神信仰の源流と目される⁴³⁾。紀伊国名草郡といえ、神護景雲3年(769)に陸奥国牡鹿郡の俘囚大伴部押人が公民身分に編入された際に、自分の祖が紀伊国名草郡片岡里の出身であると主張していたこと(前出)が想起されよう。

また陸奥国色麻郡に伊達神社が存在することにも注意を要する。色麻という郡・郷名はイタテ神社の存在という共通項を介して播磨国飾磨郡と結びつくものと見てよく、陸奥国の辺郡には太平洋海上交通のルートによって紀伊国や播磨国との交流が一部に及んでいたと考えられる。

なお3神の中で位階が最も高いのは登奈孝志神であったが(『日本文徳天皇実録』仁寿2年(852)8月辛丑[7日]条では登奈孝志神に正五位下、衣太手・理訓許段神に従五位下が授けられている)、現在氷上山頂に祀られているのは衣太手神である。あるいはこの点は、本来的に氷上山と深い関係を有していたのがこの神であり、他の2神は後に他所より遷されたことを物語っているのかもしれない。また氷上山は海民にとって格好のランドマークとなるものであり、海洋性の社会的環境で育った西国出身の人々がこの地にイタテ神を奉斎したという可能性はそれほど低いものではないように思える。

②理訓許段神社

夙に金田一京助氏は「理訓許段」を「リクンコタン(rik-un-kotan)」と読み、アイヌ語で「上の村」「高い所に在る村」のことであると解した⁴⁴⁾。この神名が内国からの移民集団による呼び名ではなく、元来在地蝦夷系住人が古くから祀ってきた神の名であったことはほぼ間違いないものと思われ、他の式内社中にも類似の神名は一切見られない。この神社の本来の所在地は全く不明とせざるを得ないが⁴⁵⁾、アイヌ語系地名を冠していることから見て、元々は内国からの移民集団の居住した3郷よりも北方の地域に所在していたのではないかと臆察される。

③登奈孝志神社

残る登奈孝志神社は3社中最も社格が高かったと見られるが、類似の名をもつ神社を式内社中に探ったところ、大和国城上郡の綱越神社と越前国坂井郡の都那高志神社の2社を見出した。前者は現在奈良県桜井市大字三輪字大鳥居に鎮座する大神神社の境外摂社で祭神の明記を欠くが、俗に御祓社と称し鎮座地は三輪川の流にほど近い⁴⁶⁾。また後者は現在福井市の足羽神社に合祀されており本来の社地は不明であるが、神名は前者と同じく「ツナコシ」であろう。

なお「永正五年(1508)馬焼印図」(『古今要覧稿』所引)には、中世の糠部(一戸〜九戸)・久慈・閉伊郡南方・閉伊郡北方に所在した馬牧名とそれぞれの馬焼印について説明がなされているが、閉伊郡「南方」の諸牧中に「ツナコシ」牧の名が見出せる。「同郡之内閉伊川之北次第不同号=北方=」云々とあることから、「南方」とは閉伊郡を南北に二分する閉伊川よりも南側の地域を指すと解される⁴⁷⁾。「ツナコシ」は現在所在地不明であるが、あるいは現釜石市域あたり

43) 『日本の神々―神社と聖地― 第6巻 伊勢・志摩・伊賀・紀伊』(白水社, 1986年)

44) 金田一京助「北奥地名考―奥羽の地名から見た本州蝦夷語の研究―」(山田秀三監修・佐々木利和編『アイヌ語地名資料集成』草風館, 1988年, 初出は1932年)

45) 『大船渡市史 第6巻 通史編』(大船渡市, 2002年)によれば、同社社殿の棟札が残っており銘文中に「奉鎮座計仙惣鎮守氷上西宮理訓許段神社」「応永二年(1395)九月九日」とあるという。信憑性に問題も残るが、室町期頃には3神とも氷上山にまつわる神々として祀られるかたちとなっていたのかもしれない。だがそれは古代にまで遡る本来の形態ではなからう。

46) 下中弥三郎編『神道大辞典』(平凡社, 1937年)。

47) 『日本馬政史 一』(社団法人帝国競馬協会, 1928年)は「上記の地名は閉伊郡閉伊川の南部の地名なるが如し」と指摘する。但し「南方」の馬牧名として挙げられたものの中には大川(岩泉町大川)・アナサハ(同町穴沢)といった閉伊川北側の小本川流域に位置する地名も見出される。

の閉伊地方南部にあった馬牧ではないかと思われ、式内社登奈孝志神社もまたそのあたりに所在したのではなからうかと疑われる。

また大和国綱越神社の近傍を流れる三輪（泊瀬）川は、6世紀後期、蝦夷の魁帥綾糟らが川水で潔斎し、三諸岳（三輪山）に向かって王権への忠誠を誓約したことで知られており（『日本書紀』敏達10年（581）閏2月条⁴⁸）、蝦夷とも深い関わりがあったことが注意される。あるいは気仙郡の登奈孝志神社も清流をともし祓神を祀る神社であった可能性があり、蝦夷系住人たちに対してもこの神を信奉すべきことが強く求められ、国・郡支配機構が服属儀礼などを通じて蝦夷系住人をイデオロギー的に支配するうえで重要な役割を果たしていた、といったことも決して考えられないことではないかもしれない。

(2) 計仙麻大嶋神社

『延喜式』神祇十・神名下には桃生郡6座の中に計仙麻大嶋神社の名が見え、また牡鹿郡10座の中にも大嶋神社・計仙麻神社の2社が見える。

（前略）

牡鹿郡十座 ^{大二座 小八座}	香取伊豆乃御子神社	
零羊埜神社 ^{名神大}	曾波神社	
伊去波夜和気命神社	鳥屋神社	大嶋神社
拜幣志神社 ^{名神大}	久集比奈神社	計仙麻神社
鹿嶋御児神社		
桃生郡六座 ^{大一座 小五座}	日高見神社	二俣神社
飯野山神社	計仙麻大嶋神社 ^{名神大}	小鋭神社
石神社		

（後略）

また、『日本三代実録』貞観元年（859）正月甲申〔27日〕条に京・畿内・七道諸国の諸神267社に位階を進めた記事があり、その中にも陸奥国内の6神が見える。

（前略）陸奥国正五位上勲四等計仙麻神、正五位下勲四等志波彦神・勲五等拜幣志神・勲六等零羊埜神、従五位上勲四等志波姫神並従四位下。従五位下計仙麻大嶋神従五位上。（後略）

これまでの諸説はしばしば、この記事に計仙麻神と計仙麻大嶋神とが並んで出てきていることに目を奪われてか、計仙麻神を牡鹿郡所在の計仙麻神社、計仙麻大嶋神を気仙沼市大島に在った桃生郡所在の計仙麻大嶋神社の祭神としてきた⁴⁹。だが牡鹿郡10座中に見える計仙麻神社は小社に過ぎず、『三代実録』の記事に見える計仙麻神以外の5神はいずれも名神大社に祀られていて、6神のうち筆頭の神格をもつ計仙麻神がひとり小社に祀られていたとは考え難い。また『延喜式』神祇三・臨時祭には陸奥国の15座が名神とされているが、その中に「計仙麻神社一座」が見える。これは明らかに名神大社の社格を有する計仙麻大嶋神社のことであり、計仙麻神・計仙麻大嶋神の2神とも同社に祀られていたのであろう。

これまでも注意されてきたように『延喜式』の神名式（神名帳）には様々な問題点があり、

48) 熊谷公男「蝦夷の誓約」（『奈良古代史論集』第1集，1985年）

49) 『気仙沼市史Ⅱ 先史・古代・中世編』（前掲，註38），『角川日本地名大辞典4 宮城県』（同）の地誌編「気仙沼市」の項

とくに同式中には神社の所在郡について、かなり古い時期の実態を示す記載が未修正のまま収録されているところが少なからず見られる⁵⁰⁾。おそらくこの場合、計仙麻神社・大嶋神社を含む牡鹿郡10座の神社名は、桃生郡成立以前（同郡の成立時期は天平宝字4年（760）以降で、それまでは牡鹿郡が太平洋岸最北の郡であった）における牡鹿郡下の神社のリストであったと理解すべきであろう。つまり牡鹿郡下の頃の計仙麻神社・大嶋神社の2社が牡鹿郡から桃生郡が分置され所在郡が変更されたのちに併せられて計仙麻大嶋神社となり、さらに同社は名神大社に列せられたのであろう。

なお以上のように考えることができるとすれば、今度は神名式が計仙麻大嶋神社を桃生郡所在の神社としていることに対しても、気仙郡に大嶋郷が存在することや、気仙郡3座がいずれも貞観式段階で追加登録されたことを根拠として、同様の論理から桃生郡6座を気仙郡成立以前における桃生郡下の神社のリストであったと解し得ることになる⁵¹⁾。

なお気仙沼市域は三陸海岸が地形的に大きく変化する転換点に位置しており、南に開口する湾を擁する点で陸前高田市域、大船渡市域と共通する。また気仙沼市域からは磐井郡方面への連絡路が開けており、その南の地方が登米郡方面へと連なっているのとは異なっている。気仙沼市域が古代気仙郡に属していたとの考はそうした観点から見ても頗る自然なものであり、計仙麻大嶋神社が理訓許段・登奈孝志・衣太手3社とともに気仙郡成立以降は同郡所在の神社であったことはほぼ疑い得ないように思われる。

V 気仙郡と北方社会

(1) 閉伊地方の蝦夷集団

既に述べたように気仙郡は8世紀の最末期に成立した太平洋岸における律令制下最北の郡であり、気仙地方の北に位置する閉伊地方の内に郡が設置されるのは平安末期頃のことである⁵²⁾。ところが閉伊地方には宮古市長根古墳群（長根I遺跡）や山田町房の沢古墳群（房の沢IV遺跡）といった7、8世紀代のいわゆる末期古墳群があり、既に気仙郡の成立よりも前から古代国家支配領域との間で盛んな交流のあったことが知られる。

宮古市長根古墳群では、蕨手刀・直刀・立鼓刀などの刀剣類や和同開珎、ガラス玉、土師器といった古代国家支配領域側の文物とともに、錫製釧や北方系の土師器（頸部に鋸歯状の文様を施したもの）といった北方系と見られる文物が出土している⁵³⁾。また山田町房の沢古墳群で

50) 喜田貞吉「延喜式の杜撰」（『歴史地理』第33編第3号，1919年），宮城栄昌『延喜式の研究 論述編』（大修館書店，1957年），二宮正彦「『延喜式神名帳』について」（同氏著『古代の神社と祭祀』創元社，1988年，初出は1973年）

51) 『延喜式』神名式に挙げられた陸奥国諸社の記載を見ると、耶麻・斯波・気仙・安積・柴田・宇多・伊具・磐井8郡の諸社は全て「貞」の注記が記され、貞観式段階で追加された記載であることが分かる。つまり弘仁式段階までは神名式中に気仙郡に関わる記載は一切なく、計仙麻大嶋神社も元の所在郡である桃生郡の項に記されている状態であり、貞観式編纂段階に至って新たに式内社となった3座のみが新立の気仙郡の項にまとめられて記されたものと見られる。

52) 周知のことであるが、11世紀中・後期の前九年合戦（1051～62）や延久二年合戦（1070）の段階には閉伊郡は未だ存在しない。その建郡がなされた時期をめぐっては、後三年合戦以前の清原真衡代に画期を認めようとする論や奥州藤原氏初代清衡代を重視する論などがある。

53) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第146集 長根I遺跡発掘調査報告書』（助岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター，1990年）

も、蕨手刀・方頭大刀・直刀などの刀剣類や金銅製馬具、水晶製切子玉、土師器・須恵器といった国家支配領域側の文物と、錫製釧、北方系土師器とが出土している。また房の沢古墳群では東海地方産と見られる須恵器（浜名湖西岸の静岡県湖西市の湖西窯で生産されたか）が出土していることにも大いに注目される⁵⁴⁾。

なおこれら閉伊地方の末期古墳群と深い関連をもつと目される史料が、『統紀』靈龜元年(715)10月丁丑〔29日〕条に見える。

(前略)又蝦夷須賀君古麻比留等言、「先祖以来、貢=献昆布、常採=此地、年時不=闕。

今国府郭下、相去道遠、往還累=旬、甚多=辛苦。請、於=閉村、便建=郡家、同=於百姓。共率=親族、永不=闕貢」。並許=之。

閉村（閉伊地方）の住人と見られる須賀君古麻比留という名の蝦夷が、昆布を貢献するため遠く陸奥国府（仙台市郡山遺跡のⅡ期官衙）にまで赴くのが困難であることを理由として閉村に郡家を建てて欲しい旨を申請し、それが許されたというものである。ここで問題となるのは、閉村に郡家を建てるのが何故、彼らが国府まで陸路で片道10日もかけて昆布を運送することの「辛苦」を軽減させることになるのかという点であるが、村の中に郡家を建て蝦夷たちがそこへ昆布を納入すればよい仕組みに改めたことで国府への直接納入を廃したと考えるのが最もよく筋が通る。またこの場合郡家は一般的な郡の官衙を指すのではなく、現地に置かれた昆布の集積場とその管理施設であったと解するのが妥当であろう。そしてそこに集められた昆布は、おそらくは須賀君一族か陸奥国が海路でまとめて回漕するようになったものと推察される⁵⁵⁾。

以上のように考えれば、この史料は閉伊地方と陸奥国との間に公的な太平洋海上交通のルートが開かれたことを暗示するものと見られよう。閉伊地方の末期古墳群からの出土遺物によれば、当時既に南の国家支配領域や北の北海道方面との間での海を介した交流は相当活発に展開していたと見られるが、このとき閉伊地方の蝦夷集団は律令国家そのものとも海上の道を通じて強く結びつくに至ったのである。

しかしながらこの出来事による影響は、そのみに留まるものではなかったらしい。というのはどうやらこの出来事を契機として、閉伊地方の蝦夷集団が果たす役割は従前からの単なる昆布の貢納集団から、鉄生産集団や対北方交易従事集団へと大きくまた急速に転身を遂げていったと考えられるのである。

房の沢古墳群は刀剣類など鉄器を豊富に保有しているが、その主体となる時期は8世紀前葉と見られ、また付近には沢田Ⅱ遺跡など8世紀代の製鉄に関連した集落遺跡が分布する。現在閉伊地方への製鉄の伝播は8世紀の前葉にまで遡ると見られている⁵⁶⁾。

そもそも蝦夷の地に製鉄施設を置くことは、関市令6弓箭条の「凡弓箭兵器、並不=得与=諸蕃=市易。其東辺北辺、不=得置=鉄冶」という規定によって禁じられていた。にも拘らず閉伊地方の蝦夷集団に対して製鉄が普及されたのは、豊富な砂鉄資源があったことに加えて、お

54) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第287集 房の沢Ⅳ遺跡発掘調査報告書』（財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、1998年）

55) 佐藤敏幸氏によれば、矢本町赤井遺跡では8世紀初頭頃の城柵官衙（牡鹿柵か）造営期かその直後に、外来の東北部系土師器B群が出現し、その出自は須賀君一族ら三陸沿岸地方の蝦夷社会にあったのではないかと推察されている（佐藤「律令国家形成期の陸奥国牡鹿地方(2)―古代牡鹿地方の歴史動向―」『宮城考古学』第6号、2004年）。あるいは昆布の回漕先は新宮の牡鹿柵とされたものか。

56) 註54に同じ。

そらく律令国家が彼らに対して何か重大な役割を担わせようとしたためにその反対給付として与えられたものであったことを物語るのであろう。その重大な役割とは、閉伊地方の蝦夷集団による北方勢力との交易の中継を措いて他には考え難い。

律令国家は閉伊地方で鉄資源の開発や技術伝習を行って製鉄業の基盤を育成し、そこで生産された鉄製品を支払い手段に充てさせるかたちで、海路によって訪れるより遠来の蝦夷たちを相手とする交易に閉伊地方の蝦夷集団に従事させたのではなかろうか。

(2) 気仙郡と閉伊

気仙郡の初見記事である『後紀』弘仁元年(810)10月甲午[27日]条には次のようにある。

甲午、(中略)陸奥国言、渡嶋狄二百余人来_レ着部下気仙郡_一。非_レ当国所_レ管、令_レ之_レ帰去_一。狄等云、『時是寒節、海路難_レ越。願候_レ来春_一、欲_レ帰_レ本郷_一』者。許_レ之_一。留住之間、宜_レ給_レ衣糧_一。

同年の晩秋、渡嶋狄200余人が海路気仙郡に来着した。現地からの報を聞いた陸奥国は“所管外”を理由にただちに帰郷させようとしたが、狄らから海の風ぐ来春まで滞在したいとの申し出を受けた。陸奥国はその旨を中央政府に報告、結局政府の判断により狄らの現地滞在が許可され、滞在期間中は衣類や食糧を支給すべきことが決定された。

従来は、同史料において陸奥国が「非_レ当国所_レ管」と称していることから、渡嶋は秋田城を有する出羽国の所管であり、陸奥国は渡嶋の蝦夷集団とは没交渉的な立場にあったと解されてきた⁵⁷⁾。しかしながら、そうした見方は若干の修正を要する。事実は当時陸奥国側においても、交易の際の“支払い手段”となる鉄製品を生産・供給していた閉伊地方の蝦夷集団を中継として対北方交易が盛んに行われていたのである。ただそうした特殊な交易形態を採っていたために、陸奥国側には秋田城のような渡嶋から遠来してくる蝦夷集団を直接迎えるための完備された公的施設はなく、また彼らの現地滞在を支えるための財政的条件もなかったため、中央政府の許可を得て緊急の財政的措置を講じようとした際に「非_レ当国所_レ管」との弁が述べられたのであろう。

なお渡嶋狄が気仙郡に来着した翌年の弘仁2年(811)には、著名な文室綿麻呂による征夷が行われた。ここで注目すべきは、このときの征夷の攻撃目標として当初から尔(弍)薩体・弊(閉)伊の2村が並んで挙げられていたことである(『後紀』同年3月甲寅[20日]条)。また邑良志間村の降俘吉弥侯部都留岐の“仇敵”であった尔薩体村の夷伊加古が都母村・弊伊村の夷と同盟関係にあったこと、本抛地不明の俘囚吉弥侯部於夜志間が俘軍1000人を率いて弊伊村を討とうとしたことも知られる(同、同年7月辛酉[29日]条、同月丙午[14日]条)。尔薩体村(遺称地は二戸市仁左平)は馬淵川本流と安比川の合流点近くに位置する陸・水運の要衝であり、都母村は八戸市周辺を含む上北地方に位置したらしく、両村は製鉄基地を擁する閉伊村と同盟を組み、律令国家による蝦夷産物収奪に対抗して独自の交易・流通圏を形成しようとする動きを見せていたものか。同年の征夷戦にはそうした国家と蝦夷社会との交易上のトラブルが一因として伏在していたと考えたい。

あるいはその前年における渡嶋狄の気仙郡来着も、本来彼らの寄港先であった閉伊村が尔薩体・都母両村との関係を深め、既に反国家的な経済活動に傾斜していたことを知った狄らが、

57) 樋口「渡島のエミシ」(鈴木靖民編『古代王権と交流1 古代蝦夷の世界と交流』名著出版、1996年)、同「古代北方辺境における人的交流」(『人間・文化・社会』岩手大学人文社会科学部地域文化基礎研究講座、1997年)もそうした従来の見方を踏襲しており、いずれも現時点では修正を要する。

律令国家側の保護を求め直接気仙郡をめざして来航したものかもしれない。

弘仁2年の征夷ののち、閉伊地方の製鉄基地に対する律令国家側の統制は一応恢復され、それにともない太平洋側最北の郡である気仙郡は閉伊地方をも管掌下に置く対北方交易・交流の管理拠点としての役割を担うに至ったものと考えられる。また墨書土器など出土遺物の年代観から見るかぎり、小泉遺跡が9世紀の第2四半期頃に機能上の始期を迎えたように窺えることは、弘仁2年の征夷を画期とした北方情勢の展開という観点を考慮に入れればわりあい自然な史的経過を想定することが可能となる点で、とても興味深い。

(3) 対北方交易・交流の展開

閉伊地方における8世紀段階の製鉄関連遺跡は前出の沢田Ⅱ遺跡の他に、製鉄炉8基、鍛冶炉2基や炭窯など多数の遺構を検出した山田町上村遺跡⁵⁸⁾などがあるが、続く9世紀代やそれ以降になると同地方の製鉄は一層の広がりを見せていったようである。宮古市青猿Ⅰ遺跡⁵⁹⁾、同磯鷄館山遺跡⁶⁰⁾、山田町大畑Ⅱ遺跡⁶¹⁾は9～10世紀を中心とする時期の製鉄関連の集落であり、山田町山ノ内Ⅲ遺跡⁶²⁾、同湾台Ⅲ遺跡⁶³⁾の製鉄施設は出土遺物などから10世紀代に操業していたと見られる。また宮古市島田Ⅱ遺跡は出土遺物や考古地磁気年代測定によって10世紀前半代～12世紀の操業と推定され⁶⁴⁾、山田町後山Ⅰ遺跡は、製鉄炉・精錬炉の採取資料による考古地磁気年代測定や放射性炭素¹⁴C年代測定によれば11～12世紀の操業と推定されている⁶⁵⁾。

三十八年戦争の終結後、閉伊地方の古代製鉄の発展に勢いづけられるように太平洋海上交通を介した北方社会との交流はますます深まり、人や物資の往来も一層盛んに行われるようになったと見られる。そのことに関連して、『延喜式』民部下に見える陸奥国・出羽国交易雑物の品目に注目しておきたい。

陸奥国 葦鹿皮・独犴皮数随_レ得。砂金三百五十両、昆布六百斤、素昆布六百斤、細昆布一千斤。
出羽国 熊皮廿張。葦鹿皮、独犴皮数随_レ得。

葦鹿皮はアシカの皮革であり、寒冷な海に生息する海獣で近代まで日本海北部を中心に捕獲漁が行われていたところの、現在絶滅種であるニホンアシカの皮革と見られる。独犴皮の独犴はアザラシ説・ラッコ説もあるが、『和名抄』に「犴、胡地野犬名也」とあり、『後紀』弘仁元

58) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第202集 上村遺跡発掘調査報告書』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター, 1994年)

59) 『宮古市埋蔵文化財調査報告書14 青猿Ⅰ遺跡・下在家Ⅱ遺跡・千徳城遺跡群(堀合館)―昭和62年度発掘調査報告書―』(宮古市教育委員会, 1988年), 『宮古市埋蔵文化財調査報告書27 青猿Ⅰ遺跡・千徳城遺跡群―平成元年・2年度発掘調査報告書―』(宮古市教育委員会, 1991年)

60) 『宮古市埋蔵文化財調査報告書43 磯鷄館山遺跡発掘調査報告書―本文編―』(宮古市教育委員会, 1995年)

61) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第218集 大畑Ⅰ・大畑Ⅱ遺跡発掘調査報告書』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター, 1995年)

62) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第250集 山ノ内Ⅲ遺跡発掘調査報告書』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター, 1997年)

63) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第186集 湾台Ⅱ・湾台Ⅲ遺跡発掘調査報告書』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター, 1993年)

64) 『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第368集 島田Ⅱ遺跡発掘調査報告書』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター, 2001年)

65) 『山田町教育委員会埋蔵文化財調査報告書第9集 細浦Ⅵ・後山Ⅰ遺跡発掘調査報告書』(山田町教育委員会, 2002年)

年9月乙丑〔28日〕条に引かれる大同2年(807)8月19日下弾正台例に「雑石腰帯、画飾大刀、及素木鞍橋、独射犴・葦鹿・獾・熊皮等、一切禁断」とある中の「独射犴」と等しいものと見られ、北方産の狐か野犬(狼)の皮革か⁶⁶⁾。また出羽国の品目に見える熊皮は既に指摘があるように北海道産のヒグマの皮革のことであろう⁶⁷⁾。

砂金は現岩手・宮城県域、とくに気仙地方など太平洋沿岸で大量に産出されたものと見られる。また昆布は『和名抄』に「比呂米、一云衣比須女」とあり、幅の広いマコンブのことと思われる。索昆布は縹昆布と同じでミツイシコンブ、細昆布はホソメコンブのことであろうか。なお『延喜式』宮内省の諸国例貢御費条によれば陸奥国は例貢御費として昆布・縹昆布を、同内膳司の年料条によれば年料御費として索昆布42斤、細昆布120斤、広昆布30斤を貢進すべきこととされていた。これら昆布類の産地については岩手県沿岸部(三陸海岸)と見るのが従来一般的であったが、いずれの種類も現在良質のもの多くは北海道産であるので、渡嶋の蝦夷によってもたらされたものもかなり大量に含まれていた可能性がある。

以上の北方産品のうち、陸奥国によって貢進され閉伊地方以北が産地であると見られるものについては、多くが閉伊地方産の鉄製品を支払い手段として購入・貢進されたのではなかろうか。また弘仁2年の征夷の際に尔薩体・都母2村と閉伊村との緊密な連携が窺われたことを見れば、鷹や馬の交易においても閉伊の鉄が重要な役割を担っていた可能性は決して低くはなかろう。北方交易は、閉伊における古代製鉄の発展とともに一層の活況を呈していったのである。

律令国家から王朝国家へと移行していく10世紀以降の時期にも、陸奥守や鎮守府将軍に任じられた受領層貴族が陸奥国現地で熊(ヒグマ)・海豹(アザラシ)・貂(テン)の毛皮や鷺羽などの北海道産と見られる珍奇な品々や馬・鷹を入手して都へ持ち帰ったり、摂政・関白といった貴人への贈り物に用いたりしているが、おそらくそれらの調達過程においても気仙郡の支配機能や、その管掌下にあったと見られる閉伊地方の製鉄が深く介在していたことであろう。

なお『陸奥話記』には気仙郡司の金為時が陸奥守・鎮守府将軍源頼義の命を受け、太平洋の海路を用いて、鉾屋・仁土呂志・宇曾利の住人たちを配下に従える安倍富忠に安倍頼時・貞任を討たせるための政治工作を行ったことが見える。最近発掘調査が行われた八戸市林ノ前遺跡では10世紀以降のものと思われる多数の堅穴住居・巨大ピット状堅穴などの遺構から夥しい人骨が出土するなど、王朝国家勢力による国土北辺の支配の実態を考えるうえで看過できない重要な知見が得られているが、『話記』の記述によれば11世紀の中葉～後期の頃に至っても気仙郡が依然として北辺社会に対する国家側の最前線の拠点官衙であったことが明らかである。それと同時に、為時の同族と見られる金氏の勢力(河崎柵主の為行ら)が、陸路によって気仙郡と緊密に結びついていた磐井郡にも深く根を張っていたことがやはり同書の記述から明確に窺い知られるのであり、金氏一族の存在を介して太平洋海上交通が北上川流域の奥六郡地方を縦断する陸路交通・北上川河川交通と直接結接していた様相もまた浮かび上がってくる。あるいはこの点は、いわゆる前九年合戦の真の開戦原因は何であったかという問題とも深く関わってく

66) 「射犴」と同義かと思われる「射干」の語は『漢書』卷五十七上、司馬相如伝に「其上則有宛雛孔鸞、騰遠射干」と見え、その注に「張揖曰、『(中略)射干似狐、能縁木』」とあり、同じく「野干」の語は『祖庭事苑』に「野干形小尾大、能上樹、疑枯木不登、狐即形大、疑水不渡、不能上樹」とあって、いずれも狐に似た野獣とする。また「犴」は『説文解字』に「犴、胡地野狗、犴、犴或从犬」とある。

67) 関口明「渡島蝦夷と毛皮交易」(同氏著『古代東北の蝦夷と北海道』吉川弘文館、2003年、初出は1987年)

るようにも思われる。

前九年合戦が終結した8年後の延久2年(1070)には、「衣曾別嶋荒夷」「閉伊七村山徒」を討ち従えるべく陸奥守源頼俊と清原貞衡(海道平氏から清原武則の許に養子に入った人物で、真衡・清衡・家衡3兄弟の養父)が北辺で軍事行動を展開した⁶⁸⁾。国家側が現地支配機関を置いていた気仙郡と上北地方との間に位置する閉伊地方が、その段階にあっても依然として在地の鉄生産を基盤に自律性・主体性を維持し続けていたらしいことは瞠目に値しよう。またこうした特殊な史的背景を有する閉伊の製鉄がその後中世的な鉄生産・流通体系に如何にして組み込まれていくのかなど、今後究明を要する問題は多い。

一方気仙郡はその後陸奥国府直属の郡として、その地の有力豪族も国衙在庁へと編成され国衙支配機構の一翼を担ったようであり⁶⁹⁾、陸奥守藤原師綱に弓を向けたために奥州藤原氏二代の基衡が国衙へ身柄を差し出した腹心の郎等信夫郡地頭大庄司季春が処刑された際、彼の頸を切る役を勤めたのが「昆(金)次郎大夫」の郎等の「ケセンノ弥太郎」であったとする所伝はそのことを象徴的に示すものであろう(『古事談』)。奥六郡主として鎮守府管下の奥六郡を支配下に置き、さらに南奥にまで次第に支配圏を拡大しつつあった奥州藤原氏の政治権力は、気仙郡をその下に直接従えてはいなかったのである⁷⁰⁾。

【付記】

本稿は『法政大学サテライトシンポジウム「海の蝦夷ー小泉遺跡が語りかけるものー」(陸前高田市教育委員会, 2003年8月刊)に掲載された拙稿「奈良末・平安初期の気仙地方」(のち『東海新報』平成15(2003)年9月9・11・13・14・18・19・20・21・26・27日号に転載)を元に、全面的な加筆・補正を施し成稿したものである。きわめて忽卒のうちに書き上げた旧稿には少なからぬ失考や不備があり、再考の過程で一部論旨にも変更が生じてしまったことをお詫びしたい。

また本稿を執筆するにあたっては、シンポジウムで報告を担当された熊谷公男・佐藤正彦・村木志伸・伊藤博幸・八木光則の諸氏、シンポジウムの企画者である中野栄夫氏、陸前高田市教育委員会・同市立博物館・法政大学国際日本学研究所の皆様には様々なご教示や多大なるご援助を賜り、貴重な糧とさせていただきます。記して謝意を表する次第である。

68) 延久2年合戦をめぐる事実経過や周辺の問題については、樋口「前九年合戦と後三年合戦」(入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院, 2002年)を参照のこと。

69) 菅野文夫「気仙郡金氏小論」(『岩手大学教育学部研究年報』第54巻第3号, 1994年)は金氏を国衙在庁官人と位置づけており、本論もそれに従う。但し後出の『古事談』に見える「ケセンノ弥太郎」をも氏は国衙在庁官人と解するが、史料解釈にやや難があり、本文で記したように私見はそれとは異なる。

70) 気仙郡で産出される金が奥州藤原氏の重要な財源をなしていたとする見方があり私も大いに心惹かれるが、但し流通過程を経て同地産の金が平泉に大量に流入した可能性は決して低くはないにせよ、同氏が気仙地方の金山を直接掌握下に置いていたとはやや見做し難いように思われる。また奥州藤原期に設立されたと見られている黄海・奥玉・興田の3保はいずれも気仙方面に通じる黄海川・千厩川・砂鉄川流域の河谷に展開しており、清衡が山千僧供のため保を立て700町の田地を囲い込んだとの『中右記』大治2年(1127)12月15日条に見える所伝をも考え併せれば、気仙地方の金を入手するための経路を確保する目的によって置かれた保であった可能性もあろう。